

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 1月30日

【会社名】 正栄食品工業株式会社

【英訳名】 SHOEI FOODS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本多 秀光

【本店の所在の場所】 東京都台東区秋葉原 5番 7号

【電話番号】 (03) 3253 1211

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 加納 一徳

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区秋葉原 5番 7号

【電話番号】 (03) 3253 1529

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 加納 一徳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、2026年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額 497,201,130円

ロ 効力発生日

2026年1月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 取締役会において、より迅速な意思決定や実効性のある議論などを行っていく必要があることから、取締役の員数を20名以内から12名以内に減少させるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第48条（剰余金の配当等の決定機関）および第49条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）、第49条（剰余金の配当）および第50条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、本多市郎、本多秀光、藤雄博周、加納一徳、坂口健、本多泰隆、山口一郎、甲斐隆、橋詰豪、田内直子及び豊田優美子の11氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	127,465	291	0	(注) 1	可決 95.68
第2号議案 定款一部変更の件	124,292	3,464	0	(注) 2	可決 93.30
第3号議案 取締役名選任の件					
本多 市郎	121,986	5,768	2	(注) 3	可決 91.56
本多 秀光	121,806	5,948	2		可決 91.43
藤雄 博周	124,982	2,772	2		可決 93.81
加納 一徳	125,020	2,734	2		可決 93.84
坂口 健	125,041	2,713	2		可決 93.86
本多 泰隆	124,980	2,774	2		可決 93.81
山口 一郎	127,309	445	2		可決 95.56
甲斐 隆	124,925	2,829	2		可決 93.77
橋詰 豪	124,961	2,793	2		可決 93.80
田内 直子	125,000	2,754	2		可決 93.83
豊田 優美子	127,255	499	2		可決 95.52

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。